

土浦市告示第168号

土浦エコパートナー事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、土浦市環境基本条例(平成12年土浦市条例第24号)第23条の規定に基づき、市と事業者とが緊密なパートナーシップを形成して地球温暖化問題、エネルギー問題及びごみ問題を改善することにより、次世代の子どもたちにより良い環境を引き継ぐことを目的として、協調して低炭素社会づくり及び循環型社会づくりを行う土浦エコパートナー事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項においてエコパートナーとは、市内に事業所を有し、市域における温室効果ガス排出量の削減及びごみの減量に率先して取り組む事業者で、第5条の規定により市長が選定したものをいう。

(エコパートナーの取組)

第3条 市長は、エコパートナーに対し、次に掲げる取組を求めるものとする。

- (1) 自主的な目標と目標達成に向けた具体的な取組内容の決定及び市長への報告
- (2) 前号の報告に係る年度ごとの取組実績の市長への報告
- (3) 前2号の報告に係る内容のホームページ等による公表

(市の役割)

第4条 市長は、市域における温室効果ガス排出量の削減及びごみの減量に率先して取り組むとともに、前条各号に掲げるエコパートナーの取組に対して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) エコパートナーの自主的目標、取組内容及び実績を市民に周知するために行う、市の広報媒体等への掲載
- (2) エコパートナーであることを示す表示ステッカー等の作成及び配布
- (3) 前2号に掲げるもののほか、エコパートナーが行う取組に対する支援及び協力

(エコパートナーの選定)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の中からエコパートナーを選定する。

(1) 第一種特定事業者（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第7条の4第2項に規定する第一種特定事業者をいう。）

(2) 第二種特定事業者（省エネ法第17条第2項に規定する第二種特定事業者をいう。）

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が認める者
（協定の締結）

第6条 市長は、前条の規定によりエコパートナーとして選定した者と、別に定める協定書により、土浦エコパートナー協定を締結するものとする。
（庶務）

第7条 この要項に係る庶務は、市民生活部環境保全課において処理する。
（補則）

第8条 この要項に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市とエコパートナーが協議して定める。

付 則

この告示は、平成24年9月1日から施行する。